



帯人事第 269 号
令和 6 年 10 月 29 日

帯広市監査委員 廣 瀬 智 様
同 秋 田 勝 利 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 6 年 7 月 29 日付帯監査第 42 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。 しかしながら、監査の結果に記載のとおり、換価事務において、関係法規に基づいた手続きがなされていない事例や、支出事務において、要領の規定に沿わないまま処理が進められた事例など、改善を要する事務処理が見受けられました。 また、重点項目として監査した旅費の執行に関する事務についても、精算手続きに注意を欠くものが見受けられたことから、再発の防止を求めます。 今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行に努められますよう期待いたします。	指摘されたものを中心に対策を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。